

第七十九号議案

東京都立皮革技術センター条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立皮革技術センター条例の一部を改正する条例

東京都立皮革技術センター条例（昭和五十八年東京都条例第十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一の項中「二、四〇〇円」を「二、〇八〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

使用料の上限額を改定する必要がある。